

「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(平成 30 年 6 月 14 日認証評価委員会承認)

短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、第 3 評価期間はこの内部質保証を重点項目として評価することとしています。

このため、「内部質保証ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。

「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

○ 「内部質保証ルーブリック」の取扱い

- ① 「ルーブリック」は、評価校及び評価員に配布する。
- ② それぞれが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
- ③ 確認後は、それぞれが評価判定の内部資料として活用する。
- ④ 作成した「ルーブリック」は、非公表とする。

○ 評価校での取扱い

- ① 評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ルーブリック」を用いて項目 1～4 について評価する。
- ② チェックした各項目の Level の内容が、自己点検・評価報告書の基準 I に、評価員が評価できる記述(現状及び高い Level への取組)となっているか確認する。
また、基準 I と関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
- ③ 評価した「ルーブリック」は評価校の内部資料とする。

○ 評価員の取扱い

- ① 評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ルーブリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
 - 報告書等を基に作成した「ルーブリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
 - レベルアップ(Level IV)を目指して取り組むよう助言を行う。
 - 基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
- ② 本協会に基準別評価票とともに「ルーブリック」も提出する。

(関連資料)

1. 内部質保証ルーブリック
2. 【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

内部質保証ルーブリック

項 目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	☐ 建学の精神を公表している。 ☐ ステークホルダーが認識できよう努めている。 ☐ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できよう努めている。	☐ 建学の精神を公表している。 ☐ ステークホルダーが認識できよう努めている。 ☐ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できよう努めている。	☐ 建学の精神を公表している。 ☐ ステークホルダーが認識できよう努めている。 ☐ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できよう努めている。	☐ 建学の精神を公表している。 ☐ ステークホルダーが認識できよう努めている。 ☐ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できよう努めている。
	☐ 学習成果を定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	☐ 学習成果を定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	☐ 学習成果を定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	☐ 学習成果を定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。
	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☐ 学習成果の獲得目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
判 定 「三つの意見」等に 記載）	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
	☐ 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る重定の仕組みがある。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実践できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的に、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。

【注】：「教育研究実施組織」は短期大学設置基準第20条の定義による。

「内部質保証ルーブリックについて」

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。本協会では、第3評価期間から、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
- 短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関わるものとなっている。
- しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
- 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
- なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、全ての短期大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。

※1. 項目2 - Ⅳの「フィードバックする仕組み」とは、課題をフィードバックし解決する仕組みをいう。

※2. 項目4 - Ⅳについては、教育研究実施組織等の全組織で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果の獲得を可能にする仕組みが確立し、機能しているかを評価するものである。

【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

毎年度の自己点検・評価において、短期大学は「内部質保証ルーブリック」の各項目を参照し、自校が各項目のどのレベル（Ⅰ～Ⅳ）にあるか、その現状を確認し、より高いレベルに到達できるよう向上・充実への取組みに活用してください。また、取組みの結果については自己点検・評価報告書への積極的な反映も期待されます。

なお、下表「「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係」以外に、自己点検・評価に関連する短期大学評価基準（区分）があれば、それらの点検・評価においても内部質保証ルーブリックを活用し、向上・充実に生かしてください。

「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係

項目		区分
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。
2	学習成果を定めている。	基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。